

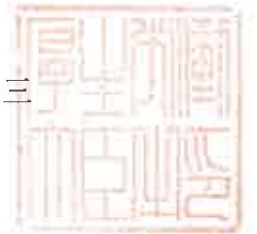
厚生労働省発雇均 0730 第4号

令和6年7月30日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号及び第八十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号及び第八十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示案要綱

第一 事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項の一部改正

一 対象家族の介護に直面した旨の申出をした労働者等に対する個別の周知等の措置及び雇用環境の整備に関する措置

1 事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項（以下「指針」となるべき事項」という。）として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第二項の規定により対象家族が労働者の介護を必要とする状況に至ったことの申出をした当該労働者に対する介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項の個別周知の措置並びに介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る意向確認のための措置を講ずるに当たっての事項を加え、当該事項として次に掲げる事項を定めること。

(一) 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を知らせる措置並びに介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る労働者の意向を確認するための措置は、労働者による介護休業申出及び介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、取得又は利用を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は、法第二十一条第二項の措置の実施とは認められないものであること。

(二) 介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る労働者の意向を確認するための措置については、事業主から労働者に対して、意向確認のための働きかけを行えばよいものであること。

2 指針となるべき事項として、法第二十一条第三項の規定により労働者が四十歳に達した日の属する年度等の始期に達した当該労働者に対する介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項の情報提供の措置を講ずるに当たつての事項を加え、当該事項として、同項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を知らせる際には、労働者が介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等と介護保険制度の内容を同時に知ることが効果的であることから、介護保険制度についても併せて周知することが望ましいことを定めること。

3 1及び2の事項として、法第二十一条第二項及び第三項の規定により介護休業に関する制度、介護

両立支援制度等その他の事項を労働者に知らせるに当たっては、次に掲げる法に規定する介護休業及び介護両立支援制度等の趣旨も踏まえることが望ましいことを定めること。

(一) 介護休業に関する制度は、要介護状態にある対象家族の介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものと位置付けられていること。

(二) 介護休暇に関する制度は、介護保険の手術や要介護状態にある対象家族の通院の付き添いなど、日常的な介護のニーズにスポット的に利用するために取得するものと位置付けられていること。

(三) 介護のための所定労働時間の短縮等の措置その他の仕事と介護の両立のための柔軟な働き方に関する制度及び措置は、日常的な介護のニーズに定期的に対応するために利用するものと位置付けられていること。

4 指針となるべき事項として、法第二十二条第二項の規定により介護休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっての事項及び同条第四項の規定により介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっての事項

を加え、当該事項として、雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっては、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいことを定めること。

二 指針となるべき事項のうち、法第二十三条第一項の規定による育児のための所定労働時間の短縮措置を講ずるに当たつての事項として、育児のための所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとした上で、一日の所定労働時間を五時間とする措置又は七時間とする措置、一週間のうち所定労働時間を短縮する曜日を固定する措置、週休三日とする措置等も併せて講ずることが望ましいことを加えること。

三 指針となるべき事項として、妊娠・出産等や家族の介護に関する情報の適切な取扱いに関する事項を加え、当該事項として、妊娠・出産等に関する情報又は家族の介護を行っている、家族の介護が必要な状況に直面している等の家族の介護に関する情報を職場で明らかにしたくない等の事情がある者に対する配慮が必要であるため、妊娠・出産等に関する情報及び家族の介護に関する情報が適切に管理されるよう、事業主は、労働者から当該情報の取扱いに係る意向が示された場合には、その意向を踏まえて当該情報の共有の範囲を必要最小限のものとする事等の配慮をし、当該労働者の意向に沿えない場合に

は、その理由を当該労働者に説明する等の配慮をすることを定めること。

四 指針となるべき事項のうち、法第二十一条の二第一項の規定により育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たつての事項として、労働者又はその配偶者が妊娠若しくは出産したことを知ったときに、当該労働者に対し育児休業に関する事項を知らせるに際しては、当該労働者が計画的に育児休業を取得できるよう、あわせて、育児のための所定労働時間の短縮措置及び雇用保険法第六十一条の六第四項に規定する育児時短就業給付に関することを知らせることが望ましいことを加えること。

第二 その他

- 一 この告示は、令和七年四月一日から適用すること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。